

○農林水産省令第四十一号

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律
(平成二十年法律第七十五号) 及び空港整備法及
び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
政令の整備等に関する政令(平成二十年政令第百
九十七号)の施行に伴い、並びに植物防疫法(昭
和二十五年法律第百五十一号)第六条第三項、家
畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)
第三十八条及び森林法(昭和二十六年法律第二
百四十九号)第十条の二第一項第三号の規定に基
き、空港整備法及び航空法の一部を改正する法
律の施行に伴う関係農林水産省令の整理に關する
省令を次のように定める。

平成二十年六月十八日

農林水産大臣 若林 正俊

空港整備法及び航空法の一部を改正する法
律等の施行に伴う関係農林水産省令の整理
に關する省令

(植物防疫法施行規則の一部改正)

第一条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林

省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「新北九州空港」を「北
九州空港」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。